

## 【任意継続被保険者に加入される方へ】

任意継続被保険者に加入するにあたり、下記事項を十分ご理解のうえ、手続きをされますようお願い致します。

### 言 己

#### 1. 任意継続とは

本人の希望により退職後引き続き2年間は個人で健康保険の被保険者（任意継続被保険者）となることができる制度です。

#### 2. 加入の条件

- ① 健康保険の被保険者期間が、退職日（資格喪失日の前日）まで継続して2ヶ月以上ある。
- ② 退職日の翌日（資格喪失日）から **20日以内**に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を健康保険組合に提出。（厳守）

#### 3. 加入期間

退職日の翌日から2年間を限度とします。

#### 4. 資格の喪失

- ① 加入期間が満了したとき
- ② 就職して新たに社会保険に加入したとき（要連絡）
- ③ 被保険者が死亡したとき
- ④ 納付期限までに保険料を納付しないとき
- ⑤ 任意継続でなくなることを希望するとき（要連絡）

※資格喪失日以降、「任意継続被保険者証」は使用できません。

資格喪失日以降に医療機関で使用し、治療を受けられた場合には、後日、当組合負担分を請求させていただきます。

#### 5. 保険料

退職時の標準報酬月額により保険料を負担いただきますが、事業主負担がなくなりますので、退職時の給与より控除されている額とは異なります。

ただし、健保組合における標準報酬月額の平均した額より高い場合は、平均標準報酬月額に保険料率を乗じた額になります。

\*平均標準報酬月額は、毎年4月1日に見直されます。

令和4年度の平均標準報酬月額は、380,000円ですので、保険料の上限は健康保険料が、32,300円（保険料率：85／1000）、介護保険料（40才～64才までの人）が6,270円（介護保険料率16.5／1000）です。

※保険料が変更になる場合は事前に通知します。

## 6. 保険料納付方法及び納付期限

※銀行引き落としはできません

納付方法	納付期限
①単月 ※纏めて振込み可能（割引なし）	当月分 ➡ 納付期限毎月10日
②6ヶ月前納 ※若干の割引あり	4月分～9月分 ➡ 納付期限3月31日 10月分～翌年3月分 ➡ 納付期限9月30日
③12ヶ月前納 ※若干の割引あり	4月分～翌年3月分 ➡ 納付期限3月31日

- ・初回保険料の納付期限は健康保険組合で指定した日になります。

↓

（前納を希望した方も初回保険料は1ヶ月分の保険料を納付していただきます）

- ・振込手数料は本人負担となります。  
（インターネットバンキング・ATMからの振込みも可）
- ・納付書は年度ごとに発行します。

## 7. 保険証の送付

申出書を処理した日より1週間前後で、ご自宅に簡易書留で送付します。

本件についてのお問合せ  
三菱UFJニコス健康保険組合  
TEL：03-3815-6216